

第4章 その他

1 県税の変遷

年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度
税目					
地 租 附 加 税	本税額の 200/100	地租土地賃賃価格 144/100～43.2/100	100/100	250/100	
家屋税附加税	本税額の 200/100	家屋税賃賃価格 25.5/100	125/100	250/100	
営業税附加税	本税額の 200/100	営業税利益 7.5/100			
鉱 区 税 附 加 税	本税額の 10/100	1,000坪 2円～4円	鉱区税10円～20円	15円～30円	30円～60円
県 民 税 法 人	1法人 60円	540円	540円	700円	
県 民 税 個 人	1 戸 60円	540円	540円	700円	
船 舶 税	1トン 5円～1円50銭	1種 1トン 5円～15円 2種 取得価格 25/1,000	60円～100円 5/100	60円～100円 5/100	
自 動 車 税	1両 40円～200円	1種 1両 100円～650円 2種 取得価格 25/1,000	1台 600円～3,500円 5/100	600円～3,500円 5/100	500円～14,200円
電 柱 税	1本(1基) 1円50銭～15円	5円～47円	11円～108円	11円～108円	
軌 道 税		1メートル 1円	3円	3円	
不 動 産 取 得 税	価格の 25/1,000	25/1,000	10/100	10/100	
漁 業 権 税 1 種	漁業権1権利 3円～10円	20円～120円	20円～120円	200円～1,000円	評定賃貸料
漁 業 権 税 2 種	1件 5円～30円	第1種定額 120/100	120/100	100/100	10/100
狩 猟 者 税	狩猟免許税 20/100	50/100	狩猟免許件数 500円～2,400円	1,800円	3,600円
芸 妓 税	芸妓酌婦1人 4円～20円	4円～20円			
電話加入権税 1種	1件 30円～50円	90円～250円	57円～1,000円	電話税 1ヶ 57円～1,000円	
電話加入権税 2種	取得1件 50円	150円	600円	加入 300円	
木 材 引 取 税	1石 3円	3円	木材引取税 4/100	4/100	
牛 馬 税	1頭 10円	10円	家畜税 1頭 15円～75円	15円～75円	50円～150円
入 湯 税	1人1泊 25銭～50銭	1円～3円	1円50銭～10円	1円50銭～10円	
地 租 税	本税 10/100	3.2/100	2.3/100	4/100	
家 屋 税 割	本税 10/100	3.2/100	2.3/100	4/100	
営 業 税 割	本税 10/100	3.2/100	5.7/100	事業税割 4/100	
特 別 所 得 税 割				特別所得税割 4/100	
遊 興 税		料理花代 10/100～75/100	10/100～75/100	遊興飲食税 10/100～75/100	40/100～100/100
ラ ジ オ 税		1個 2円50銭～5円	2円50銭～5円		
原 動 機 税		1馬力 1円50銭～5円	15円～30円	15円～30円	
果 樹 税		1本 5円～10円 収穫高 知事の定めた額	3円～8円 1貫 1円50銭～2円50銭 1反 80円～140円	3円～8円 1円50銭～2円50銭 80円～140円	3円～8円 1円50銭～2円50銭
事 業 税			法人所得 5/100～7.5/100 個人所得 5/100～7.5/100 (免税点) 4,800円	所得 5.7/100～8.6/100 収入金額 1.15/100 (免税点) 4,800円	法人所得 8/100～12/100 収入金額 2.4/100 (免税点) 25,000円
特 別 所 得 税			(免税点) 4,800円	(免税点) 4,800円	(免税点) 4,800円
鉱 産 税			販売価格 4/1,000	4/1,000	
入 湯 税			料金 20/100～50/100	20/100～50/100	40/100～100/100
酒 消 費 税			小売価格 2.5/100	2.5/100	
電 気 ガ ス 税			料金 2.5/100	5/100	
ミ シ ン 税			1キロワット72円 1台 100円～130円	100円～130円	

年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
税目					
事業税	普通法人 12/100	12/100	12/100	10/100～12/100	10/100～12/100
	特別法人 2.4/100	8/100	8/100	8/100	8/100
	収入金課税法人 1.6/100	1.6/100	1.6/100	1.5/100	15/100
	第1種事業 12/100	12/100	12/100	8/100	8/100
	第2種事業 8/100	8/100	8/100	6/100 第3種4/100	6/100 第3種4/100
	免税点 2万5千円	基礎控除 3万8千円	5万円	7万	10万円
特別所得税	第1種 6.4/100 第2種 8/100 免税点 2万5千円	6.4/100 8/100 基礎控除 3万8千円	6.4/100 8/100 5万円		
遊興飲食税	花代 100/100 料理店等 40/100 宿泊・飲食 20/100 宿泊基準料金を 超える飲食40/100	100/100 40/100 20/100 40/100	100/100 20/100 10/100 20/100	100/100 20/100 10/100 20/100	100/100 20/100 10/100 20/100
自動車税	乗用車 10,000円～15,000円	10,000円～15,000円	14,000円～20,000円	8,000円～60,000円	8,000円～60,000円
	トラック 7,600円～14,300円	7,600円～14,200円	8,400円～20,000円	4,000円～36,000円	4,000円～36,000円
	バス 8,000円～18,000円	8,000円～18,000円	14,000円～50,000円	20,000円～60,000円	20,000円～60,000円
	特殊自動車 8,000円～10,000円	8,000円～10,000円	11,200円～14,000円	三輪小型車 3,300円～4,300円 二輪小型車 1,500円～2,500円 軽自動車 1,500円 その他 8,400円～11,200円 (特例 積雪地帯で減額)	3,300円～4,300円 1,500円～2,500円 1,500円 8,400円～11,200円 (特例 積雪地帯で減額)
鉦区税	小型自動車 1,000円～4,500円	1,000円～4,500円	1,400円～7,200円	積雪地帯で減額	積雪地帯で減額
	軽自動車 500円	200円			
	試掘権 千坪30円 採掘権 千坪60円 砂鉦 千坪(1町) 30円	30円 60円 30円	30円 60円 30円	30円 60円 30円	30円 60円 30円
漁業権税	評定賃貸料 10/100				
狩猟者税	1件 3,600円	2,400円	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円
果樹税	1本 4円～8円	4円～8円	4円～8円	4円～8円	4円～8円
	1貫 1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭
家畜税	1頭 30円～150円	30円～150円	30円～150円	30円～150円	30円～150円
入場税	40/100～100/100	パチンコ場等1台 100円～750円	20/100～50/100 80円～750円	20/100～50/100 (29.5.17廃止) 80円～750円	
県民税				県民税法人均等割 600円	600円
				県民税法人税割 5/100 県民税個人均等割 100円 県民税個人所得割 所得税額の5%	5/100 100円 所得税額の5%
不動産取得税				不動産取得税 3/100 控除額 新築住宅特例控除 100万円	3/100 100万円
				住宅土地 60万円	60万円
県たばこ消費税				県たばこ消費税 小売価格 5/115	5/115
娯楽施設利用税				娯楽施設利用税 舞踏場等 50/100	50/100
				ローラースケート場 20/100 パチンコ等 30円～400円	20/100 30円～750円

年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
税目					
県民税	均等割 法人 600円 法人税割 5.4/100 個人 均等割 100円 所得割 5.5/100	600円 5.4/100 100円 6/100	600円 5.4/100 100円 7.5/100	600円 5.4/100 100円 8/100	600円 5.4/100 100円 8/100
	収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 8/100 その他の法人 10/100～12/100 3以上の都道府県で営業した出資額500万円以上の法人 12/100 個人 第1種事業 8/100 第2種事業 6/100 第3種事業 4/100 基礎控除 12万円	1.5/100 8/100 10/100～12/100 12/100 6/100～8/100 6/100 4/100 12万円	1.5/100 8/100 10/100～12/100 12/100 6/100～8/100 6/100 4/100 12万円	1.5/100 8/100 10/100～12/100 12/100 6/100～8/100 6/100 4/100 12万円	1.5/100 7/100～8/100 7/100～12/100 12/100 6/100～8/100 6/100 4/100 20万円
不動産取得税	取得価格 3/100 控除額 新築住宅特例控除 100万円 住宅土地 60万円 免税点 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円
	小売価格 8/100	8/100	8/100	8/100	8/100
県たばこ消費税	利用料金 舞踏場等 50/100 その他 10/100～30/100 利用物件 パチンコ等 1台30円～400円	50/100 10/100～30/100 パチンコ等 1台30円～400円 ゴルフ場 1回200円	50/100 10/100～30/100 20円～310円 200円	50/100 10/100～30/100 20円～310円 200円	50/100 10/100～30/100 20円～310円 100円～300円 ゴルフ練習場 1回30円
	花代 30/100 料理店等飲食 15/100 旅館宿泊 5/100～10/100 基礎控除 500円 飲食店飲食 10/100 免税点 5/100 100円以下	料理店等飲食 15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下 旅館宿泊 10/100 基礎控除 500円 免税点 1人1回の料金 800円以下	料理店等飲食 15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下 旅館宿泊 10/100 基礎控除 500円 免税点 1人1回の料金 800円以下	料理店等飲食 15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下 旅館宿泊 10/100 基礎控除 500円 免税点 1人1回の料金 800円以下	料理店等飲食 15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下 旅館宿泊 10/100 基礎控除 500円 免税点 1人1回の料金 800円以下
遊興飲食税	乗用車 7,500円～60,000円 トラック 4,000円～32,000円 バス 9,000円～40,000円 三輪小型自動車 2,700円～5,000円 二輪小型自動車 2,500円～3,000円 軽自動車 1,500円～3,000円 その他 6,000円～17,000円 (積雪地の減額)	7,500円～60,000円 4,000円～60,000円 18,000円～45,000円 2,700円～10,000円 2,500円～3,000円 1,500円～3,000円 6,000円～17,000円	7,500円～60,000円 4,000円～60,000円 18,000円～45,000円 2,700円～10,000円 2,500円～3,000円 1,500円～3,000円 6,000円～17,000円	7,500円～60,000円 4,000円～60,000円 18,000円～45,000円 2,700円～10,000円 2,500円～3,000円 1,500円～3,000円 6,000円～17,000円	7,500円～60,000円 4,000円～60,000円 18,000円～45,000円 2,700円～10,000円 2,500円～3,000円 1,500円～3,000円 6,000円～17,000円
	試掘権1千坪 30円 採掘権1千坪 60円 砂鉱権1千坪 30円	30円 60円 30円	30円 60円 30円	30円 60円 30円	90円 180円 河床1,000メートル 270円 100アール90円
銃猟者税	1件 1,800円～3,600円	1,800円～3,600円	900円～3,600円	900円～3,600円	900円～3,600円
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100
果樹税	1本 8円～30円				
家畜税	1頭 30円～150円	30円～150円			
軽油引取税	1kl 6,000円	8,000円	8,000円	10,400円	10,400円

税目	年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
県民税	均等割	600円	600円	600円	600円	600円
	法人税割	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100
個人所得割	均等割	100円	100円	100円	100円	100円
	所得割	8/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	7/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	7/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
個人	第1種事業	6/100～8/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	6/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	4/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
事業主控除	20万円	20万円	20万円	22万円	24万円	
不動産取得税	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	控除額	新築住宅特例控除 100万円 住宅土地 60万円 免税点 1万円～10万円	100万円 60万円 1万円～10万円	100万円 60万円 1万円～10万円	150万円 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 5万円～15万円	150万円 左同 5万円～15万円
県たばこ消費税	小売価格	8/100	本数×定率 9/100	9/100	9/100	9/100
娯楽施設利用税	利用料金	舞踏場等 15/100 その他 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100
	利用物件	パチンコ 20円～310円 ゴルフ場1回 100円～600円 ゴルフ練習場1回 30円	20円～310円 100円～600円 30円	20円～310円 100円～600円 30円	20円～310円 100円～600円 30円	20円～310円 100円～600円 30円
	料理店・貸席・バー カフェー等	15/100 宿泊及び上記以外 10/100 旅館宿泊 10/100 “(基礎控除) 500円 “(免税点) 1,000円 飲食店(免税点) 500円	3,000円を超えるもの 15/100 3,000円以下のもの 10/100 旅館宿泊 10/100 “(基礎控除) 800円 “(免税点) 1,000円 (免税点) 500円	15/100 10/100 10/100 800円 1,000円 500円	15/100 10/100 10/100 800円 1,000円 500円	15/100 10/100 10/100 800円 1,000円 500円
自動車税	乗用車	7,500円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～90,000円
	トラック	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円
	8トンを超えるもの 1トン増すごとに 4,000円を加算した額	左同	左同	左同	左同	左同
	バス	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円
三輪小型自動車	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	
	その他	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円
鉱区税	試掘権100アール	90円	90円	90円	90円	90円
	探掘権100アール	180円	180円	180円	180円	180円
	砂鉱権	270円	270円	270円	270円	270円
	河床1,000メートル 100アール90円	90円	90円	90円	90円	90円
狩猟者税	900円～3,600円	900円～3,600円	狩猟免許税 450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
果樹税						
家畜税						
軽油引取税	1kl	12,500円	12,500円	12,500円	15,000円	15,000円
入猟税			350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	

年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	
税目							
県民税	(法人)均等割 600円 法人税割 5.8/100 (個人)均等割 100円 所得割 2/100・4/100	600円～1,000円 5.8/100 100円 2/100・4/100	600円～1,000円 5.8/100 100円 2/100・4/100	600円～1,000円 5.8/100 100円 2/100・4/100	600円～1,000円 5.8/100 100円 2/100・4/100	600円～1,000円 5.8/100 101円 2/100・4/100	600円～1,000円 5.8/100 101円 2/100・4/100
	(法人)収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上 8/100～12/100 (個人)第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 25万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 左同 8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 27万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 左同 8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 27万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 左同 8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 27万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 左同 8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 27万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 左同 8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 32万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/101 左同 8/100～12/101 5/100 4/100 3/100～5/100 36万円
事業税	取得価格 3/100 控除額 新築住宅特別控除 150万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 免税点 5万円～15万円	3/100 150万円 左同 5万円～15万円	3/100 150万円 左同 5万円～15万円	3/100 150万円 左同 5万円～15万円	3/100 150万円 左同 5万円～15万円	3/100 150万円 左同 5万円～15万円	3/100 150万円 左同 5万円～15万円
	本数×定率 9/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	
県たばこ税	利用料金 9/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	
娯楽施設利用税	利用物件 パチンコ等1台 20円～310円 ゴルフ場1回 150円～900円 ゴルフ練習場1回 30円	20円～310円 150円～900円 30円	20円～310円 150円～900円 30円	20円～310円 150円～900円 30円	20円～310円 150円～900円 30円	20円～310円 150円～800円 30円	
娯楽施設利用税	3,000円を超えるもの 15/100 3,000円以下のもの 10/100 旅館宿泊 10/100 “(基礎控除) 800円 “(免税点) 1,200円 飲食店(免税点) 600円	15/100 10/100 10/100 800円 1,200円 600円	15/100 10/100 10/100 800円 1,200円 600円	15/100 10/100 10/100 800円 1,600円 800円	15/100 10/100 10/100 800円 1,600円 800円	15/100 10/100 10/100 1,000円 1,800円 800円	15/100 10/100 10/100 1,000円 1,800円 800円
	乗用車 6,000円～90,000円 トラック 5,000円～24,000円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 24,000円に4,000円 を加算した額 バス 11,500円～75,000円 三輪小型自動車 3,200円～9,000円 その他 6,000円～17,000円	6,000円～90,000円 5,000円～24,000円 左同 11,500円～75,000円 3,200円～9,000円 6,000円～17,000円	6,000円～90,000円 5,000円～24,000円 左同 11,500円～75,000円 3,200円～9,000円 6,000円～17,000円	6,000円～90,000円 5,000円～24,000円 左同 11,500円～75,000円 3,200円～9,000円 6,000円～17,000円	6,000円～90,000円 5,000円～24,000円 左同 11,500円～75,000円 3,200円～9,000円 6,000円～17,000円	6,000円～90,000円 5,000円～24,000円 左同 11,500円～75,000円 3,200円～9,000円 6,000円～17,000円	6,000円～90,000円 5,000円～24,000円 左同 11,500円～75,000円 3,200円～9,000円 6,000円～17,000円
自動車税	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 90円 採掘 “ 180円 砂鉱 “ 90円	左同 90円 180円 90円	左同 90円 180円 90円	左同 90円 180円 90円	左同 90円 180円 90円	左同 90円 180円 90円	
	狩猟免許税 450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	1,500円～4,500円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	3/100 免税点 10万円	3/100 免税点 10万円	3/100 免税点 10万円	3/100 免税点 10万円	3/100 免税点 15万円	3/100 免税点 15万円	
軽油引取税	1kgにつき 15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
入猟税	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	

税目	年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
県民税	(法人)均等割	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	1,800円～6,000円	2,000円～20,000円
	法人税割	5.6/100	5.6/100	5.2/100 (49.5.1から)	5.2/100	5.2/100	5.2/100
	(個人)均等割	100円	100円	100円	100円	300円	300円
	所得割	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～9/100	6/100～9/100	6/100～9/100	6/100～9/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	60万円	80万円	150万円	180万円	200万円	220万円
	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	控除額	新築住宅特例控除 150万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	230万円	230万円	230万円	350万円	350万円
不動産取得税	免税点 6万円～15万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ消費税	本数×定率 10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	
娯楽施設利用税	利用料金	舞踏場等 その他 10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	利用物件	パチンコ等1台 20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	30円～500円
		ゴルフ場1回 150円～800円	200円～1,000円	200円～1,000円	100円～1,000円	100円～1,000円	400円～1,500円
		ゴルフ練習場1回 30円	30円	30円	30円	30円	30円～90円
		ボーリング場 1レーン 2,000円～53,700円 まあじやん場1卓 200円～1,100円	2,000円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円
料理飲食等消費税	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	"(基礎控除) 1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
	"(免税点) 1,800円 飲食店(免税点) 900円	2,400円	2,400円	3,400円	3,400円	4,000円	
自動車税	乗用車	6,000円～90,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	7,000円～117,000円	7,000円～117,000円
	トラック	5,000円～24,000円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 4,000円～5,000円 を加算した額	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～32,000円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,600円～5,000円 を加算した額	6,000円～32,000円
	バス	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～65,000円	11,500円～65,000円
	三輪小型自動車	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,700円～5,000円	3,700円～5,000円
	その他	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	90円	90円	90円	90円	90円	180円
	採掘 "	180円	180円	180円	180円	180円	360円
	砂鉱 "	90円	90円	90円	90円	90円	180円
狩猟免許税	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	3,000円～9,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価額	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	免税点 15万円	15万円	15万円	30万円	30万円	30万円	30万円
軽油引取税	1ℓにつき 15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	19,500円 (51.4.1～54.5.31 までの暫定措置)	19,500円 左同
入猟税	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	2,000円～6,000円	

税目	年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
県民税	(法人)均等割 2,000円～200,000円 法人税割 5.2/100	2,000円～200,000円 5.2/100	2,000円～200,000円 5.2/100	2,000円～200,000円 5.2/100	2,000円～200,000円 5.0/100	2,000円～200,000円 6.0/100(5.0/100)	4,000円～300,000円 6.0/100(5.0/100)
	(個人)均等割 300円 所得割 2/100-4/100	300円 2/100-4/100	300円 2/100-4/100	500円 2/100-4/100	500円 2/100-4/100	500円 2/100-4/100	500円 2/100-4/100
事業税	(法人)収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 ～12/100 3以上の都道府県に おいて事務所又は 事業所を設けて事業 を行う法人で資本 (又は出資)金額が 1,000万円以上 8/100～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同
	(個人)第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円
不動産取得税	取得価格 3/100 控除額 新築住宅特例控除 350万円 住宅土地 150万円か床面積 の2倍の価格(200 平方米を限度とする)	3/100 350万円 左 同	3/100 350万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.71～61.6.30まで の取得に限る 420万円 左 同	4/100 左 同 420万円 左 同	4/100 左 同 420万円 左 同	4/100 左 同 420万円 左 同
	免税点 10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ消費税	本数×定率 10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	
娯楽施設利用税	利用料金 舞踏場等 その他 10/100 利用物件 パチンコ等1台 30円～500円 ゴルフ場1回 400円～1,500円 ゴルフ練習場1回 30円～90円 ボーリング場 1レーン 1,500円～53,700円 まあじやん場1卓 200円～1,500円	10/100 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 40円～500円 400円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円
	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等 10/100 旅館宿泊 10/100 " (基礎控除) 2,000円 " (免税点) 4,000円 飲食店(免税点) 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円
自動車税	乗用車 7,000円～117,000円 トラック 6,000円～32,000円 トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,600円～5,000円 を加算した額 バス 11,500円～65,000円 三輪小型自動車 3,700円～5,000円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左 同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左 同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左 同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左 同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左 同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左 同 3,600円～5,500円 11,500円～72,200円 3,700円～5,500円
	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 採掘 " 180円 砂鉱 " 360円 砂鉱 " 180円	180円 360円 180円	180円 360円 180円	180円 360円 180円	180円 360円 180円	180円 360円 180円	200円 400円 200円
狩猟者登録税	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.41～55.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.4.1～55.3.31の 取得車) 30万円	3/100 左 同 5/100 15万円 左 同 30万円	3/100 左 同 5/100 15万円 左 同 30万円	3/100 左 同 5/100 15万円 左 同 30万円	3/100 左 同 5/100 15万円 左 同 30万円	3/100 左 同 5/100 15万円 左 同 30万円	3/100 左 同 5/100 15万円 左 同 30万円
	軽油引取税	1klにつき 19,500円 (51.4.1～54.5.31 までの暫定措置)	1klにつき 24,300円 (但し54.6.1～60.3.31 までの暫定措置)	24,300円 左 同	24,300円 左 同	24,300円 左 同	24,300円 左 同
入猟税	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,200円～6,500円	
核燃料税	5%	5%	5%	5%	5%	7%	

税目	年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
県民税	(法人)均等割	10,000円～750,000円 法人税率 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)
	(個人)均等割	500円 所得割 2/100・4/100	700円 2/100・4/100	700円 2/100・4/100	700円 2/100・4/100	700円 2/100・3/100・4/100 県民税利子割(新設) 5/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100 ～12/100	6/100～12/100	～12/100	6/100～9/100 ～12/100	6/100～9/100 ～12/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	220万円	240万円	240万円	240万円	240万円
	取得価額	4/100 住宅については3/100 56.7.1～64.6.30までの取得に限る 新築住宅特例控除 420万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	4/100 住宅については3/100 56.7.1～64.6.30までの取得に限る	4/100 住宅については3/100 56.7.1～64.6.30までの取得に限る	4/100 住宅については3/100 56.7.1～64.6.30までの取得に限る	4/100 住宅については3/100 56.7.1～64.6.30までの取得に限る
	免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ消費税	本数×定率	10.3/100	従価割額 8.1% 従量割額 200円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.5.1～63.3.31までは360円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.5.1～64.3.31までは360円	左 同
	利用料金	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
娯楽施設利用税	利用物件	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	パチンコ等1台	40円～550円	40円～550円	40円～550円	40円～550円	40円～550円
	ゴルフ場1回	450円～1,650円	450円～1,650円	450円～1,650円	450円～1,650円	450円～1,650円
	ゴルフ練習場1回	40円～100円	40円～100円	40円～100円	40円～100円	40円～100円
	ホールンク場	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円
料理飲食等消費税	料理店・キャバレー・カフェ・バー・飲食店等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	”(基礎控除)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	”(免税点)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
自動車税	乗用車	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン増すごとに3,800円～6,300円を加算した額	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円
	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試掘100アール(※石油可燃性ガス鉱区は2/3)	200円	200円	200円	200円	200円
	探掘 ”	400円	400円	400円	400円	400円
	砂鉱 ”	200円	200円	200円	200円	200円
狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～60.3.31の取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.4.1～60.3.31の取得車) 30万円	(49.4.1～63.3.31の取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の取得車) 30万円	(49.4.1～63.3.31の取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の取得車) 30万円	(49.4.1～63.3.31の取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の取得車) 30万円	(49.4.1～68.3.31の取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～68.3.31の取得車) 30万円	(49.4.1～68.3.31の取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～68.3.31の取得車) 30万円
軽油引取税	1klにつき 24,300円 (但し54.6.1～60.3.31までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～68.3.31までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～68.3.31までの暫定措置)	
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核燃料税	7%	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
県民税	(法人) 均等割 10,000円 ～750,000円 法人税割 6.0/100(5.0/100)		10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円
	(個人) 均等割 700円 所得割 2/100-4/100 (利子割) 5/100		6.0/100(5.0/100) 700円 2/100-4/100 5/100	6.0/100(5.0/100) 700円 2/100-4/100 5/100	6.0/100(5.0/100) 700円 2/100-4/100 5/100	5.8/100(5.0/100) 700円 2/100-4/100 5/100
事業税	(法人) 収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 ～12/100 3以上の都道府県に おいて事務所又は 事業所を設けて事業 を行う法人で資本 (又は出資)金額が 1,000万円以上 8/100～12/100		1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 240万円		8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	8/100～12/100 5/100 4/100 3/100～5/100 270万円
不動産取得税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.7.1～4.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 住宅土地 150万円か床面積 の2倍の価格(200 平方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円		4/100 住宅については3/100 56.7.1～4.6.30まで の取得に限る 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.7.1～4.6.30まで の取得に限る 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.7.1～4.6.30まで の取得に限る 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.7.1～4.6.30まで の取得に限る 1,000万円 左 同
			10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ税	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
特別地方消費税	税率 3/100 免税点 料理店・飲食店等 5,000円 旅館における宿泊を 伴う利用行為 10,000円 旅館における宿泊を 伴わない利用行為 5,000円		5,000円 10,000円 5,000円	(3.7.1から) 7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円
自動車税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,800円～6,300円 を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円		7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円		左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円
狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 30万円		3/100 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～10.3.31の 取得車) 50万円
軽油引取税	1klにつき 24,300円 (54.6.1～5.3.31 までの暫定措置)		左 同	左 同	左 同	24,300円 (54.6.1～5.11.30 までの暫定措置) 32,100円 (5.12.1～10.3.31 までの暫定措置)
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核燃料税	7%	7%	7%	7%	7%	

年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
税目				
県民税	(法人)均等割 10,000円 ～750,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100) (個人)均等割 700円 所得割 2/100・4/100 (利子割) 5/100	20,000円 ～800,000円 5.8/100(5.0/100) 700円 2/100・4/100 5/100	20,000円 ～800,000円 5.8/100(5.0/100) 1,000円 2/100・4/100 5/100	20,000円 ～800,000円 5.8/100(5.0/100) 1,000円 2/100・3/100 5/100
事業税	(法人)収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 ～12/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 8/100～12/100 (個人)第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 270万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同 8/100～12/100 5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 270万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同 8/100～12/100 5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 270万円	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同 8/100～12/100 5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 270万円
地方消費税				(創設) 25/100
不動産取得税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.7.1～7.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 住宅土地 150万円か床面積 の2倍の価格(200 平方メートルを限度とする) 免税点 10万円～23万円	4/100 住宅については3/100 57.7.1～10.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 57.7.1～10.6.30まで の取得に限る 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同
県たばこ税	1,000本につき 1,129円 但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 536円	1,000本につき 1,129円 但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 536円	1,000本につき 1,129円 但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 536円	1,000本につき 692円 但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 329円
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円
特別地方消費税	税率 3/100 免税点 料理店・飲食店等 7,500円 旅館における宿泊を 伴う利用行為 15,000円 旅館における宿泊を 伴わない利用行為 7,500円	3/100 7,500円 15,000円 7,500円	3/100 7,500円 15,000円 7,500円	3/100 7,500円 15,000円 7,500円
自動車税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものト ン増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円
狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100
自動車取得税	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円
軽油引取税	1klにつき 32,100円 (5.12.1～10.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	左 同
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円
核燃料税	7%	7%	7%	7%

税目	年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
県民税	(法人) 均等割	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	法人税割	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
	(個人) 均等割	1,000円	1,000円	1,000円
	所得割	2/100・3/100	2/100・3/100	2/100・3/100
	(利子割)	5/100	5/100	5/100
事業税	(法人) 収入金課税法人	1.3/100	1.3/100	1.3/100
	特別法人所得	5.6/100～7.5/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100
	その他の法人	5.6/100～8.4/100 ～11/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100
	3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上	7.5/100～11/100	左 同	左 同
	(個人) 第1種事業	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	270万円	290万円	290万円
	地方消費税	25/100	25/100	25/100
	不動産取得税	取得価格	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,200万円 住宅土地 150万円か床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同
免税点		10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ税	1,000本につき	692円	692円	868円
	但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき	329円	329円	413円
ゴルフ場利用税	1人1日につき	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
特別地方消費税	税率	3/100	3/100	3/100
	免税点	料理店・飲食店等 7,500円 旅館における宿泊を 伴う利用行為 15,000円 旅館における宿泊を 伴わない利用行為 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同
	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	200円	200円
	採掘 "	400円	400円	400円
	砂鉱 "	200円	200円	200円
狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価額	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～15.3.31の 取得車)	5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車)	(49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	(49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円
軽油引取税	1klにつき	32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核燃料税	7%	7%	7%	

税目	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
民 税	(法人) 均等割 20,000円 ～800,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)		20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	(個人) 均等割 1,000円 所得割 2/100・3/100 (利子割) 5/100		5.8/100(5.0/100) 1,000円 2/100・3/100 5/100	5.8/100(5.0/100) 1,000円 2/100・3/100 5/100	5.8/100(5.0/100) 1,000円 2/100・3/100 5/100 (配当割) 3/100 (株式等譲渡所得割) 3/100
事 業 税	(法人) 収入金課税法人 1.3/100 特別法人所得 5/100～6.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 ～9.6/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100		1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	収入金課税法人 1.3/100 所得金課税法人 特別法人所得 5/100～6.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 ～9.6/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 3.8/100～5.5/100 ～7.2/100 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円		5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円
地 方 消 費 税		25/100	25/100	25/100	25/100
不 動 産 取 得 税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.71～13.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,200万円 住宅土地 150万円か床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)		4/100 住宅については3/100 56.71～13.6.30まで	3/100 15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100)	3/100 15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100)
	免税点 10万円～23万円		10万円～23万円	10万円～23万円	免税点 10万円～23万円
県 た ば こ 税	1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円		1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	1,000本につき当分の間 969円 (15.7.1～)	1,000本につき当分の間 969円
ゴ ル フ 場 利 用 税	1人1日につき 350円～1,200円		1人1日につき 350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
自 動 車 税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額		7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同
	バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円		12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
鋳 区 税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鋳区は2/3)		左 同	左 同	左 同
	採掘 " 200円 砂鋳 " 400円 200円		200円 400円 200円	200円 400円 200円	200円 400円 200円
狩 猟 者 登 録 税	3,300円～10,000円		3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	-
固 定 資 産 税	1.4/100		1.4/100	1.4/100	1.4/100
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円		3/100 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～20.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～20.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～20.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～20.3.31の 取得車) 50万円
	1klにつき 32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)		左 同	32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置) 32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)
軽 油 引 取 税					
狩 猟 税	-		-	-	5,500円～16,500円
入 猟 税	2,200円～6,500円		2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	-
核 燃 料 税	7%		7%	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	価額割 10% 重量割 6,000円/kg

税目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県民税	(法人)均等割	20,000円 ～800,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 5.8/100(5.0/100)	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 5.8/100(5.0/100)	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 5.8/100(5.0/100)
	(個人)均等割	1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円
	所得割	2/100・3/100	2/100・3/100	4/100	4/100
	(利子割)	5/100	5/100	5/100	5/100
	(配当割)	3/100	3/100	3/100	3/100
	(株式等譲渡所得割)	3/100	3/100	3/100	3/100
	事業税	(法人)			
収入金課税法人		1.3/100	1.3/100	1.3/100	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100
所得金課税法人 特別法人所得		5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100 2.7/100～3.6/100
その他の法人		5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 2.7/100～4/100 ～9.6/100 ～5.3/100
3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上		6.6/100～9.6/100	左 同	左 同	左 同
外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度)		6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100 3.6/100～5.3/100
所得割		3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 1.5/100～2.2/100 ～7.2/100 ～2.9/100
付加価値割		0.48/100	0.48/100	0.48/100	0.48/100 0.48/100
資本割		0.2/100	0.2/100	0.2/100	0.2/100 0.2/100
(個人)					
第1種事業		5/100	5/100	5/100	5/100
第2種事業		4/100	4/100	4/100	4/100
第3種事業		3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
事業主控除	290万円	290万円	290万円	290万円	
地方消費税	25/100	25/100	25/100	25/100	
不動産取得税	取得価額	土地、住宅 3/100	土地、住宅 3/100 20.3.31までの住宅以外の家屋の取得	土地、住宅 3/100 21.3.31までの住宅以外の家屋の取得 3.5/100	土地、住宅 3/100 24.3.31までの住宅以外の家屋の取得 4/100
	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 新築住宅特別控除 1,200万円 住宅土地 150万円か床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 住宅土地 左 同	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同
免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ税	1,000本につき当分の間 969円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 461円	1,074円(H18.7.1～) 511円(H18.7.1～)	1,074円 511円	1,074円 511円	
	ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同
	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	左 同	左 同	左 同
	採掘 "	400円	400円	400円	400円
	砂鉱 "	200円	200円	200円	200円
	固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100
自動車取得税	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の自家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の自家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の自家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	自動車の取得価額 3/100 軽自動車以外の自家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車) 5/100 (20.4.1～20.4.30の取得車) 3/100	
	免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	免税点 15万円 (2.4.1～30.3.31の取得車) 50万円	
軽油引取税	1klにつき 32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	15,000円(※1:本則税率) 32,100円(※2:暫定税率) ※1)H20年4月1日～H20年4月30日までの間 ※2)H20年5月1日～H21年3月31日までの間	
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	
核燃料税	価額割 10%	価額割 10%	価額割 10%	価額割 10%	
	重量割 6,000円/kg	重量割 6,000円/kg	重量割 8,000円/kg	重量割 8,000円/kg	
産業廃棄物税	-	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	

税目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
県民税	(法人) 均等割	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割			
	(個人) 均等割	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)			
	所得割	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円			
	(配当割)	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100			
	(配当割)	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			
	(株式等譲渡所得割)	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100			
事業税	(法人) 収入金課税法人	OH20.9.30以前に開始する OH21.10.1以後に開始する 事業年度 1.3/100 0.7/100	(法人) 収入金課税法人	OH20.9.30以前に開始する OH21.10.1以後に開始する 事業年度 1.3/100 0.7/100	(法人) 収入金課税法人	OH20.9.30以前に開始する OH21.10.1以後に開始する 事業年度 1.3/100 0.7/100			
	所得金課税法人 特別法人所得	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100			
	その他の法人	5/100～7.3/100	5/100～7.3/100	5/100～7.3/100	5/100～7.3/100	5/100～7.3/100			
	3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100			
	外形標準課税対象法人 所得割	3.8/100～5.5/100	3.8/100～5.5/100	3.8/100～5.5/100	3.8/100～5.5/100	3.8/100～5.5/100			
	付加価値割	0.48/100	0.48/100	0.48/100	0.48/100	0.48/100			
	資本割	0.2/100	0.2/100	0.2/100	0.2/100	0.2/100			
	(個人) 第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100			
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100			
	事業主控除	290万円	290万円	290万円	290万円	290万円			
	地方消費税	取得価格	〇土地、住宅 3/100 〇住宅以外の家屋の取得 20.41以降 4/100 20.331まで 3.5/100 18.331まで 3/100	取得価格	〇土地、住宅 3/100 〇住宅以外の家屋の取得 20.41以降 4/100 20.331まで 3.5/100 18.331まで 3/100	取得価格	〇土地、住宅 3/100 〇住宅以外の家屋の取得 20.41以降 4/100 20.331まで 3.5/100 18.331まで 3/100	取得価格	〇土地、住宅 3/100 〇住宅以外の家屋の取得 20.41以降 4/100 20.331まで 3.5/100 18.331まで 3/100
		新築住宅特例控除	1,200万円	1,200万円	1,200万円	1,200万円	1,200万円		
		150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする)	150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする)	150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする)	150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする)	150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする)	150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする)		
免税点		10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円			
1,000本につき 1,074円		1,000本につき 1,504円(H22.10.1～)	1,000本につき 1,504円	1,000本につき 1,504円	1,000本につき 860円	1,000本につき 411円			
ゴルフ場利用税		1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円			
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	乗用車	7,500円～111,000円	乗用車	7,500円～111,000円	乗用車	7,500円～111,000円	
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	
	バス	12,000円～83,000円	バス	12,000円～83,000円	バス	12,000円～83,000円	バス	12,000円～83,000円	
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	
	採掘 "	400円	採掘 "	400円	採掘 "	400円	採掘 "	400円	
	砂鉱 "	200円	砂鉱 "	200円	砂鉱 "	200円	砂鉱 "	200円	
固定資産税	自動車の取得価額	3/100	自動車の取得価額	3/100	自動車の取得価額	3/100	自動車の取得価額	3/100	
	軽自動車以外の家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車)	5/100	軽自動車以外の家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車)	5/100	軽自動車以外の家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車)	5/100	軽自動車以外の家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車)	5/100	
自動車取得税	免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車)	50万円	免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車)	50万円	免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車)	50万円	免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車)	50万円	
	軽油引取税	32,100円 (H21.4.1～H30.3.31までの暫定措置)	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円		
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円			
核燃料税	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	(平成24年度で廃止)				
	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)			

税目	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県民税	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100) OH26.10.1以後に開始する 事業年度 4.0/100(3.2/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100) OH26.10.1以後に開始する 事業年度 4.0/100(3.2/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100) OH26.10.1以後に開始する 事業年度 4.0/100(3.2/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100) OH26.10.1以後に開始する 事業年度 4.0/100(3.2/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100) OH26.10.1以後に開始する 事業年度 4.0/100(3.2/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100) OH26.10.1～R19.30に開始する 事業年度 4.0/100(3.2/100) OR1.10.1以降に開始する 事業年度 1.8/100(1.0/100)
	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100
事業税	(法人) 収入金課税法人 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 0.7/100 OH26.10.1以後に開始する 事業年度 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 2.7/100～3.6/100 3/100～4.6/100 その他の法人 2.7/100～4/100 3/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 3.6/100～5.3/100 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 1.5/100～2.2/100 2.2/100～3.2/100 ～2.9/100 付加価値割 0.48/100 0.48/100 資本割 0.2/100 0.2/100	(法人) H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度 収入金課税法人 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 1.6/100～2.3/100 ～3.1/100 付加価値割 0.72/100 0.72/100 資本割 0.3/100 0.3/100	(法人) H28.4.1～H29.3.31に開始する事業年度 収入金課税法人 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 0.3/100～0.5/100 ～0.7/100 付加価値割 1.2/100 1.2/100 資本割 0.5/100 0.5/100	(法人) H29.4.1～H30.3.31に開始する事業年度 収入金課税法人 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 0.3/100～0.5/100 ～0.7/100 付加価値割 1.2/100 1.2/100 資本割 0.5/100 0.5/100	(法人) H30.4.1～R19.30に開始する事業年度 収入金課税法人 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 0.3/100～0.5/100 ～0.7/100 付加価値割 1.2/100 1.2/100 資本割 0.5/100 0.5/100	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円
地方消費税	17/63	17/63	17/63	17/63	17/63	
不動産取得税	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特別控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特別控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特別控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特別控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特別控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特別控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円
	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 411円	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 411円	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 481円	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 551円	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 656円 (R1.10.1からは930円)	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 656円 (R1.10.1からは930円)
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
自動車税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円
	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価額 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価額 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価額 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価額 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H24.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価額 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H24.1～H31.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価額 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H24.1～H31.3.31の取得車) 50万円
	1klにつき当分の間 32,100円	1klにつき当分の間 32,100円	1klにつき当分の間 32,100円	1klにつき当分の間 32,100円	1klにつき当分の間 32,100円	1klにつき当分の間 32,100円
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	
核燃料税	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	
産業廃棄物税	トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)

税目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県民税	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 ○R31.4.1～R19.3.0に開始する ○R1.10.1以降に開始する 事業年度 事業年度 4.0/100(3.2/100) 1.8/100(1.0/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 ○R19.9.30以前に開始する ○R1.10.1以降に開始する 事業年度 事業年度 4.0/100(3.2/100) 1.8/100(1.0/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 ○R19.9.30以前に開始する ○R1.10.1以降に開始する 事業年度 事業年度 4.0/100(3.2/100) 1.8/100(1.0/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 1.8/100(1.0/100)	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 1.8/100(1.0/100)
	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100
事業税	(法人) 収入金課税法人 ○H31.4.1～R19.3.0に開始する ○R1.10.1以降に開始する 事業年度 事業年度 0.9/100 1.0/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 3.5/100～4.9/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 3.5/100～5.3/100 ～6.7/100 ～7.0/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.8/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 0.3/100～0.5/100 0.4/100～0.7/100 ～0.7/100 ～1.0/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 280万円 17/63 但し令和元年10月1日から22/78	(法人) 収入金課税法人 ○R1.9.30以前に開始する ○R1.10.1～R2.3.1に開始する ○R2.4.1以降に開始する 事業年度 事業年度 事業年度 収入金課税法人 0.9/100 1.0/100 1.0/100 収入金等課税法人 収入割 0.9/100 1.0/100 0.75/100 付加価値割 — — 0.37/100 資本割 — — 0.15/100 所得割 — — 1.85/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 3.5/100～4.9/100 3.5/100～4.9/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 3.5/100～5.3/100 3.5/100～5.3/100 ～6.7/100 ～7.0/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.8/100～6.7/100 外形標準課税対象法人 所得割 0.3/100～0.5/100 0.4/100～0.7/100 0.4/100～0.7/100 ～0.7/100 ～1.0/100 付加価値割 1.2/100 1.2/100 1.2/100 資本割 0.5/100 0.5/100 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 280万円 22/78	(法人) 収入金課税法人 ○R2.4.1以降に開始する 事業年度 収入金課税法人 1.0/100 収入金等課税法人 収入割 0.75/100 付加価値割 0.37/100 資本割 0.15/100 所得割 1.85/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.5/100～4.9/100 その他の法人 3.5/100～5.3/100 ～7.0/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.9/100～7.0/100 外形標準課税対象法人 所得割 0.4/100～0.7/100 ～1.0/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 280万円 22/78	(法人) 事業年度 収入金課税法人 1.0/100 収入金等課税法人 特定ガス供給法人 収入割 0.75/100 0.48/100 付加価値割 0.37/100 0.77/100 資本割 0.15/100 0.32/100 所得割 1.85/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.5/100～4.9/100 その他の法人 3.5/100～5.3/100 ～7.0/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.9/100～7.0/100 外形標準課税対象法人 所得割 1.0/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 280万円 22/78	
	地方消費税	17/63 但し令和元年10月1日から22/78	22/78	22/78	22/78
不動産取得税	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	
	果たばこ税	1,000本につき 830円(R2.10.1から1,000円) 但し、旧製品については 当分の間1,000本につき 656円(R1.10.1から830円、R2.10.1から1,000円)	1,000本につき 930円(R2.10.1から1,000円) 但し、旧製品については 当分の間1,000本につき 656円(R1.10.1から830円、R2.10.1から1,000円)	1,000本につき 1,000円(R3.10.1から1,070円)	1,000本につき 1,070円
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
※1 自動車税 自動車税種別割	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円	
	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 探掘 " 200円 砂鉱 " 400円 砂鉱 " 200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 探掘 " 200円 砂鉱 " 400円 砂鉱 " 200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 探掘 " 200円 砂鉱 " 400円 砂鉱 " 200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 探掘 " 200円 砂鉱 " 400円 砂鉱 " 200円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
※2 自動車取得税 自動車税環境性能割	自動車の取得価格 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H2.4.1～R1.9.30の取得車) 50万円	自動車の取得価格 非課税、1/100、2/100、3/100 営業用の自動車及び軽自動車 非課税、0.5/100、1/100、2/100 免税点 50万円	自動車の取得価格 非課税、1/100、2/100、3/100 営業用の自動車及び軽自動車 非課税、0.5/100、1/100、2/100 免税点 50万円	自動車の取得価格 非課税、1/100、2/100、3/100 営業用の自動車及び軽自動車 非課税、0.5/100、1/100、2/100 免税点 50万円	
	軽油引取税	1klにつき当分の間 32,100円 5,500円～16,500円	1klにつき当分の間 32,100円 5,500円～16,500円	1klにつき当分の間 32,100円 5,500円～16,500円	1klにつき当分の間 32,100円 5,500円～16,500円
狩猟税	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	
産業廃棄物税	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	

※1「自動車税」は令和元年10月1日以降「自動車税種別割」へ名称が改められました。
 ※2「自動車取得税」は令和元年10月1日に廃止され、代わって「自動車税環境性能割」が創設されました。

年度	令和5年度	
税目		
県民税	(法人) 均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 1.8/100(1.0/100)	
	(個人) 均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	
事業税	(法人) 事業年度 収入金課税法人 1.0/100 収入金等課税法人 特定ガス供給法人 収入割 0.75/100 0.48/100 付加価値割 0.37/100 0.77/100 資本割 0.15/100 0.32/100 所得割 1.85/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.5/100～4.9/100 その他の法人 3.5/100～5.3/100 ～7.0/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.9/100～7.0/100 外形標準課税対象法人 所得割 1.0/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100	
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	
	地方消費税	22/78
	不動産取得税	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.41以降 4/100 20.331まで 3.5/100 18.331まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円
		1,000本につき 1,070円
	県たばこ税	
	ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円
	※1 自動車税 自動車税種別割	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるものトンを 増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 4,500円～6,000円
		試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円
	固定資産税	1.4/100
	※2 自動車取得税 自動車税環境性能割	自動車の取得価額 非課税、1/100、2/100、3/100 営業用の自動車及び軽自動車 非課税、0.5/100、1/100、2/100 免税点 50万円
		1klにつき当分の間 32,100円
狩猟税	5,500円～16,500円	
核燃料税	(平成24年度で廃止)	
産業廃棄物税	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	

2 累年税務職員数

区分	昭和44年		昭和45年		昭和46年		昭和47年		昭和48年		昭和49年		昭和50年		昭和51年		昭和52年		昭和53年		昭和54年		昭和55年		昭和56年		昭和57年		昭和58年		昭和59年		昭和60年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		
福 島	76	76	79	80	79	80	72	73	72	71	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	66	67	65	65	65	65	65	65	65	65
桑 折	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二 本 松	3	3	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
郡 山	62	62	65	65	66	66	68	68	68	68	68	68	65	64	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	65	65	65	64	
須 賀 川	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石 川	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三 春	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
白 河	19	19	20	20	20	20	20	20	19	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	19	19	20	20	20	
棚 倉	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 津	47	47	49	49	49	48	48	49	48	48	48	48	47	47	47	47	47	47	47	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
喜 多 方	3	3	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会津坂下	3	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
田 原	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
富 岡	23	23	24	24	24	24	23	23	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24	24	25	25	25	25	25	
い わ き	4	4	3	3	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自 動 車	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16	16	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22	
本 庁	24	24	24	29	24	29	34	34	20	20	21	21	21	21	20	20	20	20	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	22	
合 計	338	337	337	343	337	343	332	332	331	327	330	329	327	326	327	326	327	327	328	328	327	326	325	325	323	324	322	322	323	323	322	322	323	322

区分	平成61年		平成62年		平成63年		平成64年		平成65年		平成66年		平成67年		平成68年		平成69年		平成70年		平成71年		平成72年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
福 島	65	65	64	62	64	63	64	63	60	59	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57
桑 折	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二 本 松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡 山	65	65	64	64	64	64	64	61	61	59	59	58	58	59	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
須 賀 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 春	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白 河	20	20	20	20	20	21	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
棚 倉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 津	45	46	44	44	44	44	44	44	42	42	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
喜 多 方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会津坂下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田 原	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
富 岡	25	25	25	25	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28
い わ き	51	51	50	51	50	51	50	51	47	48	46	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
自 動 車	18	18	22	22	22	22	27	26	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	
本 庁	26	26	25	25	28	28	27	27	25	25	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26
合 計	323	324	322	321	326	327	331	330	324	324	320	320	319	319	318	318	318	318	318	318	318	318	318	318

区分	平成66年		平成67年		平成68年		平成69年		平成70年		平成71年		平成72年		平成73年		平成74年		平成75年		平成76年		平成77年		平成78年		平成79年		平成80年		平成81年		平成82年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		
福 島	54	54	54	54	53	53	53	53	54	54	54	54	49	49	52	52	52	53	51	52	51	51	52	53	52	53.5	52	52.5	52	52.5	51	51	51	50
中	57	57	56	56	56	56	56	55	55	55	55	51	51	51	51	51	52	50	50	50	50	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49	49.5	48	49.5
南	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23	22	23	21	21.5	21	21.5	21	21	22	22	21	21	21	21	20	20	
会 津	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	38	38	36	36	36	36	37	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	34	34	34	34	33	33	
南 会 津	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
相 双	27	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	27	27	27	26	27	26	27.5	26	26	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	
い わ き	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	43	43	43	45	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	43	43	43	43	43	42	42	
自 動 車	31	31	31	31	30	31	30	31	30	30	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本 庁	26	26	27	27	28	29	28	29	25	25	25	25	29	29	44	44	44	44	39	39	38	38	41	41	41	42	39	40	36	37	35	36	35	36
合 計	309	309	309	309	308	310	308	310	306	306	305	305	295	295	285	285	283	289	276	279.5	273	273.5	277	278.5	277	279.5	275	276.5	269	270.5	265	266.5	261	262.5

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
福 島	49	50	48	49.5	48	50.5	47	48	47	47.5	47	49.5	47	46.5	46	45.5	45	45	45	45.5	44	45.5	45	46	45	42.5
中	47	48.5	46	46.5	45	47.5	44	45.5	45	46.5	45	48.5	44	45	44	42.5	43	46	43	43.5	43	44.5	43	46.5	43	44.5
南																										

3 徴税費の状況

(単位:千円)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
税 収 入	予 算 額 イ	185,961,697	195,163,005	207,401,692	235,434,353	238,128,420	239,956,742	
	調 定 額 ロ	191,964,820	200,826,322	212,657,933	240,494,239	242,762,310	244,562,911	
	収 入 額 ハ	186,418,435	195,427,290	207,728,008	235,830,360	238,433,836	240,317,638	
徴 件 費	職 員 給	973,295	907,260	947,407	950,542	937,642	927,378	
	諸手当	超 過 勤 務 手 当	60,165	70,285	73,458	78,583	69,949	58,885
		税 務 手 当	48,432	48,484	50,564	50,119	50,612	49,577
		そ の 他 の 手 当	463,099	439,825	447,253	450,342	456,237	459,510
	小 計	571,696	558,594	571,275	579,044	576,798	567,972	
	そ の 他 の 人 件 費	359,928	345,344	350,625	341,739	343,186	343,323	
	計 A	1,904,919	1,811,198	1,869,307	1,871,325	1,857,626	1,838,673	
	旅 費 B	4,335	4,219	4,608	4,188	4,062	3,698	
	需 用 費	需 用 費	77,437	76,986	79,165	76,490	71,612	68,557
		通 信 運 搬 費	93,528	93,082	93,617	93,623	88,399	89,555
備 品 費		5	0	0	0	0	4,849	
そ の 他		282,624	235,659	299,676	503,884	270,616	286,449	
計 C	453,594	405,727	472,458	673,997	430,627	449,410		
徴 収 費 取 扱	県民税納税通知書の数分の徴収払込金額分	2,607,090	2,670,972	2,711,436	2,724,527	2,770,548	2,808,054	
	取扱費	4,583	3,048	2,274	1,592	1,542	1,240	
	そ の 他	258,677	152,246	225,886	283,512	182,712	132,306	
	小 計	2,870,350	2,826,266	2,939,596	3,009,631	2,954,802	2,941,600	
	地 方 消 費 税	72,158	67,910	85,207	116,090	119,685	139,448	
計	2,942,508	2,894,176	3,024,803	3,125,721	3,074,487	3,081,048		
報 償 費 等	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	4,225	4,487	4,209	3,582	3,380	3,029	
	特別徴収特別地方消費税	0	0	0	0	0	0	
	義務者ゴルフ場利用税	1,405	1,835	1,975	1,768	1,949	1,943	
	に対する軽油引取税	563,189	584,954	581,878	598,399	609,041	602,743	
	交付金等小 計	564,594	586,789	583,853	600,167	610,990	604,686	
そ の 他	32,907	33,712	25,362	30,572	28,974	30,017		
計 D	3,544,234	3,519,164	3,638,227	3,760,042	3,717,831	3,718,780		
合 計 A+B+C+D	5,907,082	5,740,308	5,984,600	6,309,552	6,010,146	6,010,561		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対予算額 ニ / イ	3.176504676	2.94	2.89	2.68	2.52	2.50	
	対調定額 ニ / ロ	3.077169035	2.86	2.81	2.62	2.48	2.46	
	対収入額 ニ / ハ	3.16872202	2.94	2.88	2.68	2.52	2.50	
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	252	253	264	264	265	259	
	補 助 職 員 等	8	8	8	8	8	8	
	計 本	260	261	272	272	273	267	
	臨 時 職 員	42	44	27	15	6	13	
徴税職員1人当り徴税額	ハ / ホ	716,994	748,764	763,706	867,023	873,384	900,066	
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 費	人件費(含旅費)A+B/ホ	7,343	6,956	6,889	6,895	6,819	6,900	
	物件費(含報償費)C+D/ホ	15,376	15,038	15,113	16,302	15,196	15,611	
	計 ニ / ホ	22,720	21,994	22,002	23,197	22,015	22,511	
事 務 所 数	税務事務のみを所管する事務所数	0	0	0	0	0	0	
	税務事務を併せて所管する事務所数	7	7	7	7	7	7	
	計	7	7	7	7	7	7	

(単位:千円) (単位:千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
税 収 入	予 算 額 イ	238,482,508	233,785,344	239,271,328	246,081,726	244,475,637	251,314,898		
	調 定 額 ロ	243,256,946	238,744,412	244,590,528	250,060,926	248,296,043	255,249,455		
	収 入 額 ハ	238,888,731	234,269,493	239,802,670	246,395,807	244,775,180	251,542,589		
徴 件 費	職 員 給	899,498	898,538	908,061	893,408	890,384	908,197		
	諸手当	超 過 勤 務 手 当	57,879	54,448	48,461	44,444	40,065	34,911	
		税 務 手 当	48,522	48,161	48,474	48,372	48,368	48,252	
		そ の 他 の 手 当	451,989	459,777	454,176	435,243	439,837	454,242	
		小 計	558,390	562,386	551,111	528,059	528,270	537,405	
	そ の 他 の 人 件 費	325,807	329,175	327,734	321,162	325,103	312,836		
	計 A	1,783,695	1,790,099	1,786,906	1,742,629	1,743,757	1,758,438		
	旅 費 B	3,801	2,762	1,821	1,680	2,752	3,469		
	需 用 費	68,761	72,138	70,138	66,634	71,075	65,678		
	需 通 用 備 費	通 信 運 搬 費	86,327	84,195	80,688	80,322	80,667	79,893	
備 品 費		5,325	3,742	0	0	0	61		
そ の 他		268,007	427,780	236,496	248,736	293,484	318,152		
計 C		428,420	587,855	387,322	395,692	445,226	463,784		
徴 取 費	県民税	納 税 義 務 者 数 分	2,807,459	2,824,275	2,829,236	2,834,399	2,813,541	2,811,656	
	の徴収	払 込 金 額 分	2,695	1,082	700	477	432	407	
	取扱費	そ の 他	194,047	152,545	137,386	118,236	114,267	113,430	
		小 計	3,004,201	2,977,902	2,967,322	2,953,112	2,928,240	2,925,493	
	地 方 消 費 税		134,817	126,423	128,406	115,158	116,934	123,332	
		計	3,139,018	3,104,325	3,095,728	3,068,270	3,045,174	3,048,825	
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,693	1,878	1,403	1,289	1,093	1,068	
	特 別 徴 収 費 等	特別徴収	特 別 地 方 消 費 税	0	0	0	0	0	
		義務者	ゴ ル フ 場 利 用 税	1,792	1,695	1,590	1,473	1,625	1,594
		に対する	軽 油 引 取 税	592,389	602,173	615,989	659,529	626,334	577,759
交付金等		小 計	594,181	603,868	617,579	661,002	627,959	579,353	
そ の 他		28,118	23,923	19,838	16,944	16,801	17,559		
計 D		3,764,010	3,733,994	3,734,548	3,747,505	3,691,027	3,646,805		
合 計 A+B+C+D	ニ	5,979,926	6,114,710	5,910,597	5,887,506	5,882,762	5,872,496		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対予算額	ニ / イ	2.51	2.62	2.47	2.39	2.41	2.34	
	対調定額	ニ / ロ	2.46	2.56	2.42	2.35	2.37	2.30	
	対収入額	ニ / ハ	2.50	2.61	2.46	2.39	2.40	2.33	
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	254	249	253	260	263	257		
	補 助 職 員 等	8	10	10	0	0	0		
	計 本	262	259	263	260	263	257		
	臨 時 職 員 含 計 年 度 任 用 職 員 等	12	15	7	11	8	6		
徴税職員1人当り徴税額	ハ / 本	911,789	904,515	911,797	947,676	930,704	978,765		
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費) A+B/ 本	6,823	6,922	6,801	6,709	6,641	6,856		
	物 件 費 (含 報 償 費) C+D/ 本	16,002	16,687	15,673	15,935	15,727	15,995		
	計 二 / 本	22,824	23,609	22,474	22,644	22,368	22,850		
事 務 所 数	税務事務のみを所管する事務所数	0	0	0	0	0	0		
	税務事務を併せて所管する事務所数	7	7	7	7	7	7		
	計	7	7	7	7	7	7		

4 個人県民税完納市町村に関する調

区分 年度	現年課税分・滞納繰越分完納		現年課税分完納	
	市町村数	市 町 村 名	市町村数	市 町 村 名
20	4	鮫川村(47) 檜枝岐村(44) 只見町(4) 葛尾村(1)		
21	3	鮫川村(48) 檜枝岐村(45) 只見町(5)		
22	3	鮫川村(49) 檜枝岐村(46) 只見町(6)		
23	2	鮫川村(50) 檜枝岐村(47)		
24	3	鮫川村(51) 檜枝岐村(48) 只見町(1)		
25	4	鮫川村(52) 檜枝岐村(49) 只見町(2) 葛尾村(1)	1	双葉町(1)
26	3	檜枝岐村(50) 只見町(3) 葛尾村(2)	1	昭和村(1)
27	3	檜枝岐村(51) 只見町(4) 葛尾村(3)		
28	2	檜枝岐村(52) 葛尾村(4)	1	鮫川村(1)
29	2	檜枝岐村(53) 葛尾村(5)	5	鮫川村(2) 昭和村(1) 只見町(1) 川内村(1) 双葉町(1)
30	2	檜枝岐村(54) 葛尾村(6)	2	鮫川村(3) 昭和村(2)
R1	2	檜枝岐村(55) 昭和村(1)	1	双葉町(1)
R2	2	檜枝岐村(56) 昭和村(2)	1	三島町(1)
R3	2	檜枝岐村(57) 昭和村(3)	1	三島町(2)
R4	1	檜枝岐村(58)		
R5	2	檜枝岐村(59) 昭和村(1)	1	三島町(1)

(注) ()内は、完納継続年次を表す。